

測量法施行規則及び地理空間情報活用推進基本法第二条第三項の基盤地図情報に係る項目及び基盤地図情報が満たすべき基準に関する省令の一部を改正する省令案について

平成 20 年 2 月 5 日
国 土 交 通 省
国 土 地 理 院
総 合 政 策 局

I. 背景

測量法の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 55 号）及び測量法施行令の一部を改正する政令（平成 20 年政令第 8 号）の施行に伴い、所要の規定を整備するとともに、測量標の形状に係る規定の整理等を行います。

II. 測量法施行規則（昭和 24 年建設省令第 16 号）の改正概要

(1) 測量法の一部を改正する法律の施行に係る改正内容

- ①基本測量において設置した永久標識又は一時標識に関する通知及び公表事項
測量法（昭和 24 年法律第 188 号。以下「法」という。）第 21 条第 1 項（法第 39 条において準用する場合を含む。）に規定する通知及び公表事項は、永久標識又は一時標識を設置した時期とします。（第 1 条の 4）
- ②基本測量において設置した永久標識又は一時標識を移転、撤去又は廃棄したときの通知及び公表事項
法第 23 条第 1 項（法第 39 条において準用する場合を含む。）に規定する通知及び公表事項は、移転、撤去又は廃棄の別及びその時期並びに移転した所在地とします。（第 1 条の 5）
- ③測量成果の電磁的方法による提供の方法
法第 27 条第 2 項に規定する電磁的方法は、インターネットとします。（第 2 条の 2）
- ④測量成果の閲覧の手続
法第 27 条第 3 項（法第 45 条において準用する場合を含む。）に規定する閲覧手続について定めます。（第 2 条の 3）
- ⑤測量成果の公開（謄抄本交付）の手続
国土地理院が行う公共測量の測量成果の公開について、基本測量成果の謄本又は抄本の交付手続の規定を適用します。（第 3 条）
- ⑥測量成果の複製承認を要する場合等
法第 29 条及び第 43 条（複製の承認）並びに第 30 条第 4 項及び第 44 条第 4 項（出所の明示）に規定する電磁的方法は以下のとおりとします。（第 4 条）
 - イ. 電子メール
 - ロ. ホームページにおける閲覧
 - ハ. データのダウンロード 等
- ⑦作業規程に定める事項

法第33条第1項に規定する作業規程で定める事項を以下のとおりとします。
(第4条の2)

- イ. 測量計画機関の名称
- ロ. 作業規程の名称
- ハ. 作業計画の作成方法 等

⑧公共測量において設置した永久標識に関する通知事項

法第37条第3項に規定する通知事項は、永久標識を設置した時期とします。

また、法第37条第4項に規定する通知事項は、永久標識の移転、撤去又は廃棄の別及びその時期並びに移転した所在地とします。(第5条の2)

⑨別表(様式関係)の改正

法律の規定と平仄をとるための改正を行います。(別表第1の2、別表第2、別表第5～別表第6)

(2) 測量法施行令の一部を改正する政令の施行に係る改正内容

①収用委員会に対する裁決申請書の様式

測量法施行令(昭和24年政令第322号。以下「令」という。)第4条で規定する様式を定めます。(第1条の3)

②一括下請負の承諾及び下請負人の選定の承諾に係る電磁的方法に関する文言修正

令第28条の2及び第28条の3の改正に伴う文言修正を行います。(第16条の6～第16条の9)

(3) その他の改正内容

①測量標の形状に関する規定の整理

測量技術の進展に伴い、現在では使用しなくなった測量標を削除する等の整理を行います。また、法第10条第1項における規定と平仄を合わせるための改正を行います。(別表第1)

②登録を受けた測量に関する専門の養成施設及び測量業者の営業所等への立入検査をする際に携帯する身分証明書の様式

法第51条の18第2項及び法第57条の3第2項に規定する証明書の様式を定めます。(別表第9の6及び別表第16)

Ⅲ. 地理空間情報活用推進基本法第二条第三項の基盤地図情報に係る項目及び基盤地図情報が満たすべき基準に関する省令(平成19年国土交通省令第78号)の改正概要

(1) 測量法の一部を改正する法律の施行に係る改正内容

①公共測量に準ずる測量に関する整理に伴う改正を行います。(第2条)

Ⅳ. 今後のスケジュール(予定)

公 布:平成20年3月下旬

施 行:平成20年4月1日